

報道関係者 各位

令和4年5月30日

【照会先】

労働基準部健康課

課長 井奥 善久

主任衛生専門官 間藤 充伸

電話 052-972-0256

令和3年 愛知局管内の業務上疾病発生状況等

愛知労働局（局長 ^{しるた まさひこ} 代田 雅彦）は、令和3年の県内の業務上疾病発生状況及び定期健康診断有所見率の状況をまとめました。

1. 業務上疾病発生状況と対策

- 令和3年の愛知局管内における業務上疾病（4日以上 of 休業を伴う疾病（死亡を含む）は939人となった。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過去に例のない急増を見ており、感染拡大前、最少時の3倍を超える件数となっている。
- 業務上疾病大幅増加の主因となった新型コロナウイルス感染症は、令和3年は530人（うち2人死亡）で、全体の56.4%を占めている。新型コロナウイルス感染症以外では、災害性腰痛の294人（全体の31.3%）、熱中症の28人（全体の3.0%）の割合が高い。 <参考1>
- 令和4年度は、「職場における腰痛予防対策指針」、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」及び「取組の5つのポイント」等に基づく業務上疾病防止対策の取組推進を図る。

2. 定期健康診断有所見率の状況

- 令和3年の愛知局管内の定期健康診断有所見率（定期健康診断を受診した労働者のうち、異常の所見のあった者の占める割合）は、前年を0.6ポイント上回る55.2%となった。項目別にみると、血中脂質検査、肝機能検査、血圧、血糖検査等、いわゆる生活習慣病にかかる項目が高止まりの状況にある。
- 愛知労働局は、令和4年度から「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」を重点目標に掲げ、労働安全衛生法令に基づく義務としての健康確保措置と、努力義務としての健康保持増進措置を総合的に推進し、労働者の心身の健康確保を図ることとしており、定期健康診断有所見率の上昇防止を含めて普及促進を図る。 <参考2>

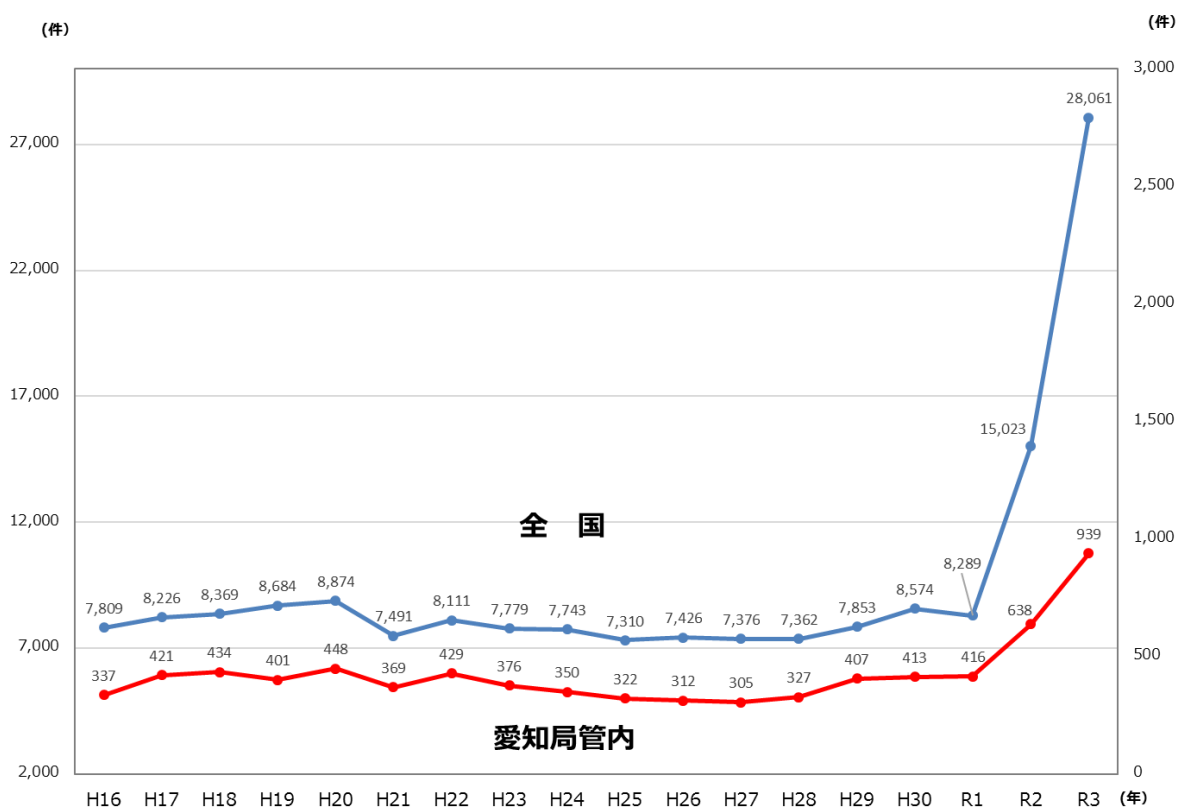
令和3年 業務上疾病発生状況

愛知労働局 労働基準部

1 全体傾向

令和3年の愛知局管内における業務上疾病（4日以上 of 休業を伴う疾病（死亡を含む））件数は **939人** となった。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過去に例のない急増を見ており、感染拡大前に最少を記録した平成27年の305人と比較すると**3倍を超える件数**となっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後の令和2年と比較しても、**301人増（約1.5倍）**となっている。

なお、全国の傾向もほぼ同様で、感染拡大前、7,000～8,000人台で推移していたところ、令和3年は28,061人と、やはり3倍から4倍に及ぶ件数となっている。



2 傷病別傾向

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況

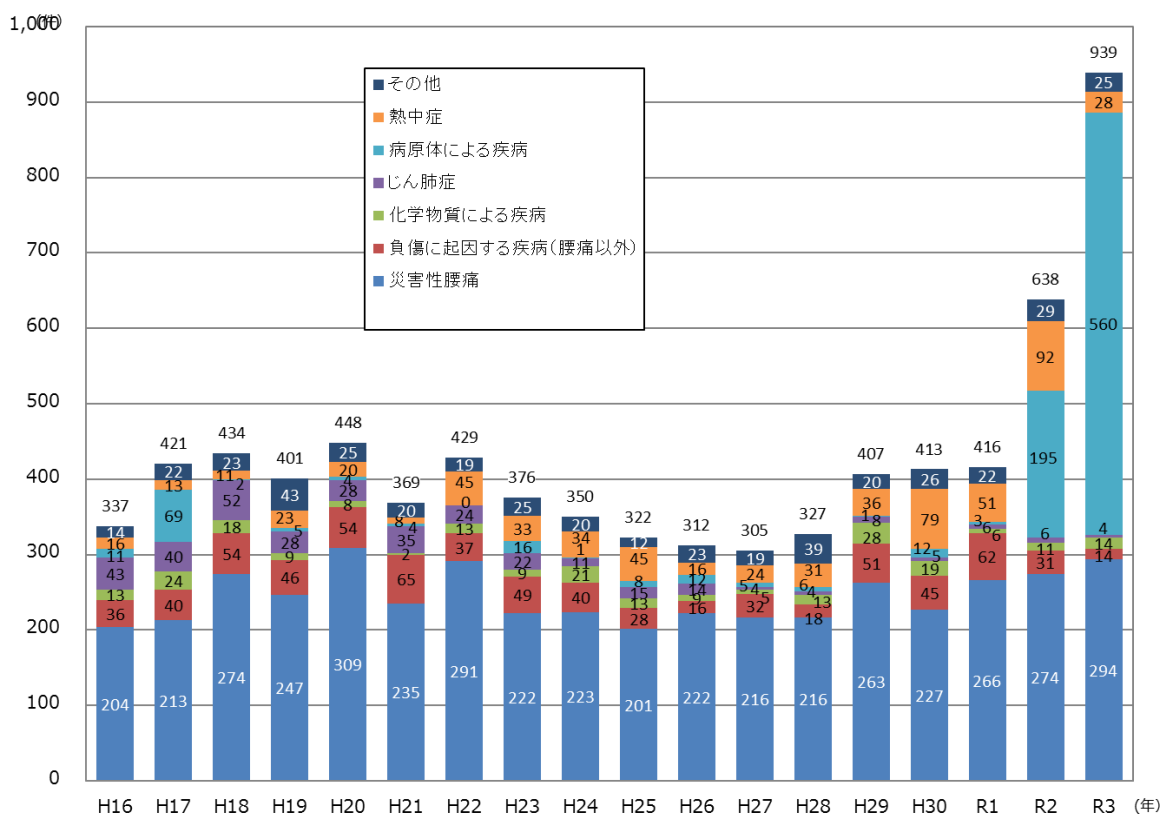
業務上疾病大幅増加の主因となった、新型コロナウイルス感染症によるものは、令和3年は530人（うち2人死亡）で、前年の185人（うち1人死亡）に比べ345人増（約2.9倍）となっている。令和3年の業務上疾病全数のうち、実に56.4%が新型コロナウイルス感染症によるものという憂慮すべき結果となった。

なお、下グラフの水色に示す「病原体による疾病」の件数は、令和2年、3年についてそれぞれ195人、560人としているが、例えばノロウイルスによる食中毒など、新型コロナウイルス以外の件を含めているためである。

(2) 新型コロナウイルス感染症を除いた傾向等

業務上疾病のうち、新型コロナウイルス感染症に次いで割合が高いのは災害性腰痛で、294人と全体の31.3%を占めている。災害性腰痛は、前年の274人と比べ20人増（7.3%増）であり、増加傾向にある。

参考として、業務上疾病全数から新型コロナウイルス感染症によるものを差し引いて比較すると、令和2年、3年についてそれぞれ、453人、409人であり、令和3年は、前年比9.7%の減少となった。減少の主な要因は熱中症で、令和2年に全国ワーストワンに当たる92人（うち死亡4人）であったところ、令和3年は28人（死亡0人）まで減少したことによる。



3 新型コロナウイルス感染症の発生状況詳細

新型コロナウイルス感染症の発生件数を業種別に計上すると下表のとおりとなる。令和2年、3年とも、医療保健業、社会福祉施設を中心とした保健衛生業での発生が圧倒的に多く、7割から8割を占める状況である。

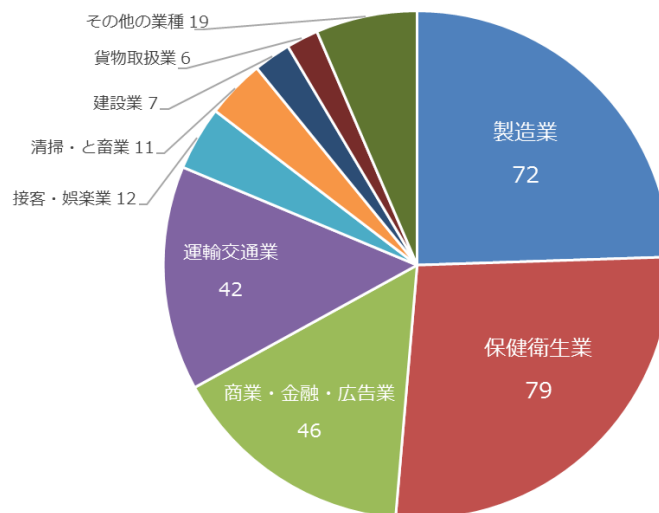
業種	令和2年	令和3年
製造業	17	(1) 38
鉱業		
建設業	3	10
運輸交通業	1	4
貨物取扱業	3	1
農林業		1
畜産・水産業		
商業	14	13
金融・広告業		
映画・演劇業		
通信業		
教育・研究業	2	8
保健衛生業	(1) 141	(1) 433
医療保健業	91	223
社会福祉施設	(1) 50	(1) 210
その他の保健衛生業		
接客娯楽業		2
清掃・と畜業		6
官公署		
その他の事業	4	14
合計	(1) 185	(2) 530

()内は、死亡で内数

4 災害性腰痛の発生状況詳細

(1) 全体傾向

令和3年の災害性腰痛294件を業種別に区分する下記グラフのとおりとなる。ほぼ全業種において発生しているが、製造業、保健・衛生業、商業・金融・広告業、運輸交通業の上位4業種で約81.3%を占めている。



(2) 業種別特徴

① 製造業

荷物、材料、器具等の運搬中に発生したものが過半数を占めるが、一方、これより少ないものの、作業面の高さや動線、作業スペースの配置等の不具合が原因となって、製造、加工等の作業中に発生したのも認められる。

② 保健衛生業

社会福祉施設における、車椅子やベッド等への移乗介助、トイレ介助、立ち上がり介助等、短時間かつ一人で行う介助作業の際の発生が多い。入浴介助等、機械化の進んだ作業や、複数名で行う作業の際の発生は少ない。

③ 商業

バックヤード、倉庫、荷受場等での荷の運搬中の発生が過半数を占めるが、一方で売場、厨房等における発生も一定数みられる。事業場内での発生が大部分を占め、出張先等での発生は少ない。

④ 運輸交通業

荷主の現場等、配送先で行う荷役作業の際の発生が大部分を占める。運転中の長時間の姿勢拘束と振動へのばく露があった上で、休憩を挟まずに連続して荷役作業を行った際に発生したものが目立つ。

5 業務上疾病防止対策等

令和4年度における業務上疾病防止対策は、引き続き災害性腰痛及び熱中症予防対策を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を併せて講じていく必要がある。

具体的には、実効性のあるパトロール等を含めた事業場指導の展開により、「職場における腰痛予防対策指針」、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」及び「取組の5つのポイント」等を周知し、取組を推進していく。

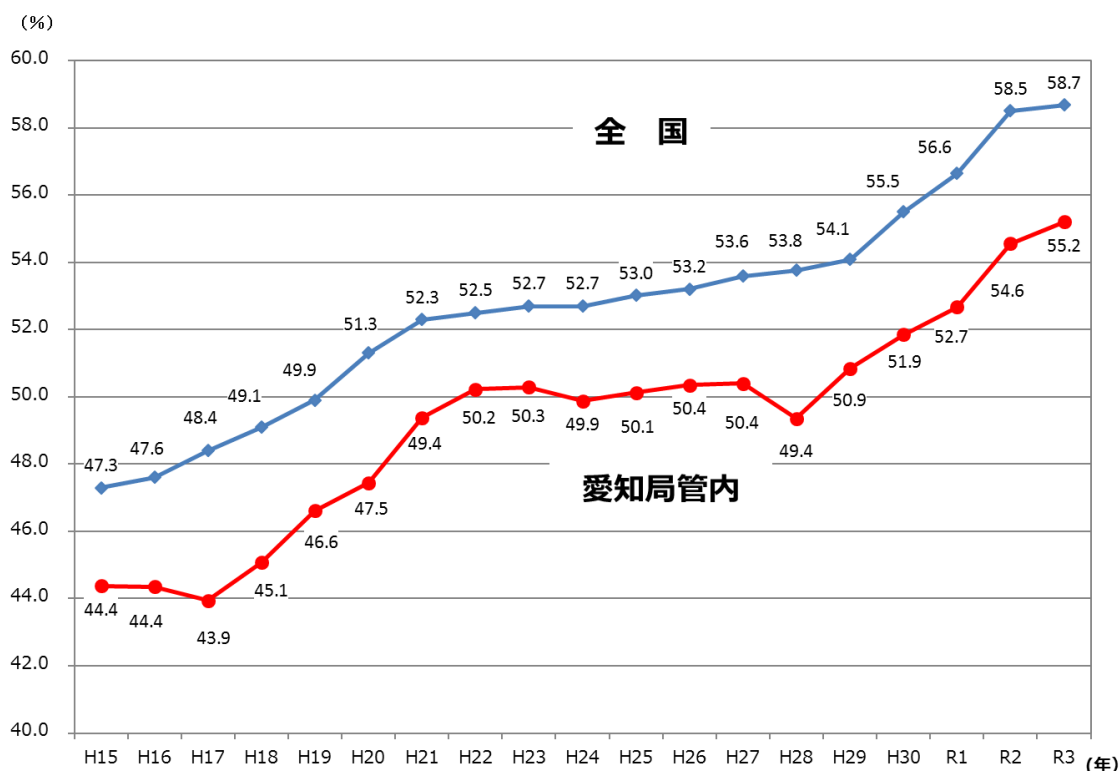
令和3年 定期健康診断有所見率の状況

愛知労働局 労働基準部

1 有所見率全体の傾向

愛知局管内の定期健康診断有所見率（定期健康診断を受診した労働者のうち、異常の所見のあった者の占める割合）は、5年連続して上昇が続いており、令和3年は、55.2%となった。すなわち全受診者の半数を超える者が、何らかの異常の所見を認められたとする結果であり、憂慮すべき状況である。

なお、愛知局管内の結果を全国と比較すると、増減傾向は、ほぼ同様とみられるが、有所見率は、概して3ポイントほど低い。

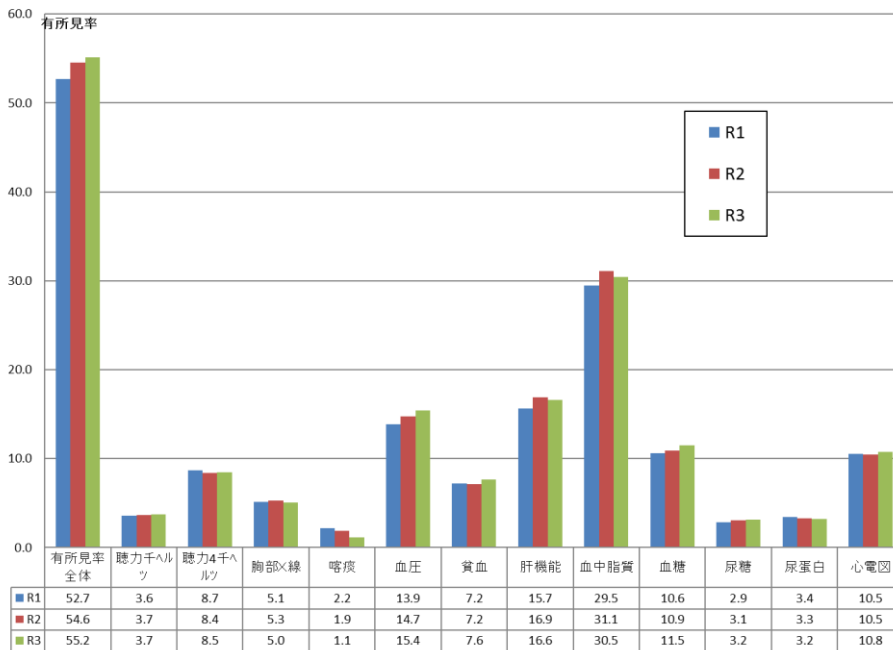


2 健診項目別傾向

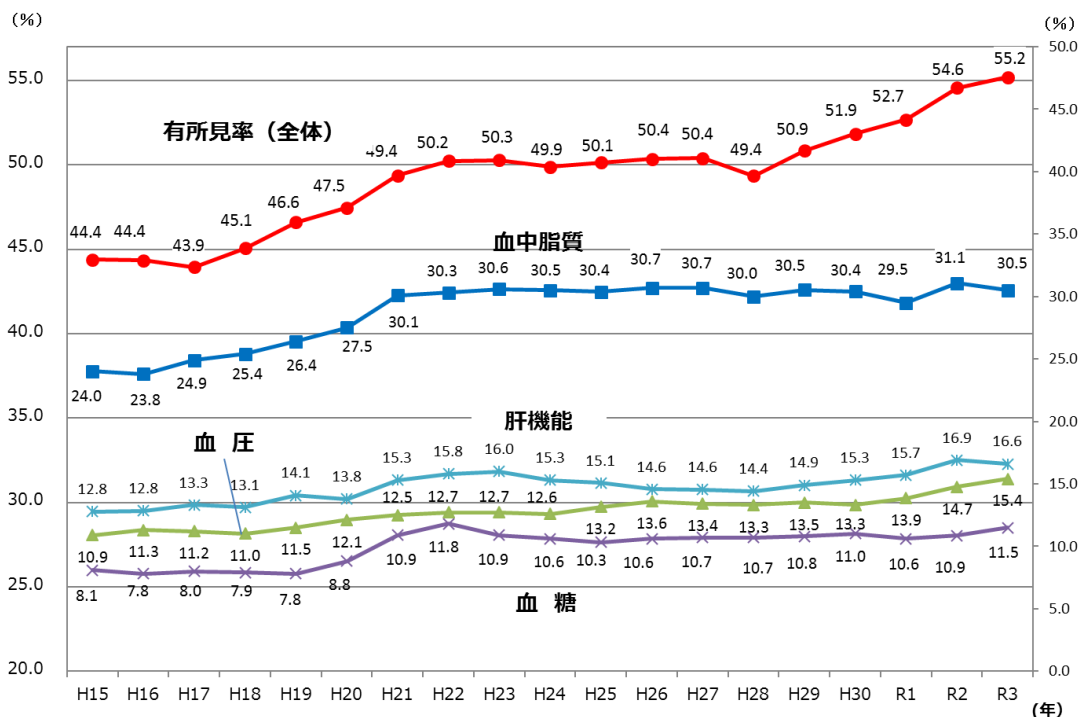
愛知局管内の過去3年間における定期健康診断有所見率を、項目別にみると下図のとおりとなる。

有所見率が最も高いのは血中脂質検査で、各年とも30.0%前後となっており、肝機能検査の15.7~16.9%、血圧の13.9%~15.4%、血糖検査の10.6~11.5%がこれに続く状況である。

これらはいずれも、いわゆる生活習慣病との関連が懸念される項目である。



項目別有所見率をさらに長期的にみると下図のとおりとなり、平成 21～22 年頃より各項目とも高止まりを示し、推移している状況である。



3 定期健康診断有所見率の上昇防止対策等

愛知労働局は、独自に「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」を重点目標に掲げ、労働安全衛生法令に基づく義務としての健康確保措置と、努力義務としての健康保持増進措置を総合的に推進し、労働者の心身の健康確保を図ることとしており、定期健康診断有所見率の上昇防止を含めて普及促進を図る。

職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってききましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

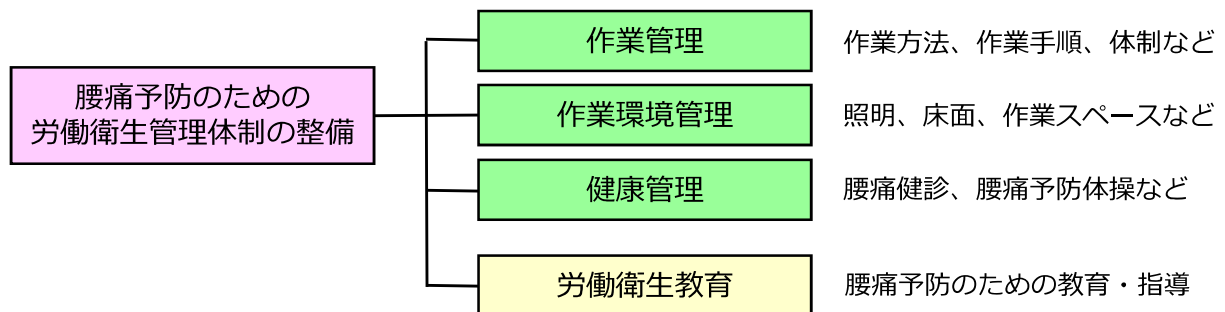
皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。



作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント [指針]

作業管理

■自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。

■作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。

■作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうか判断する。

作業環境管理

■温度

寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。

■照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。

■振動

車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

健康管理

■健康診断

腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

■腰痛による退職者が職場に復帰する際の注意事項

腰痛は再発する可能性が高いため、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

労働衛生教育のポイント [指針]

■労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

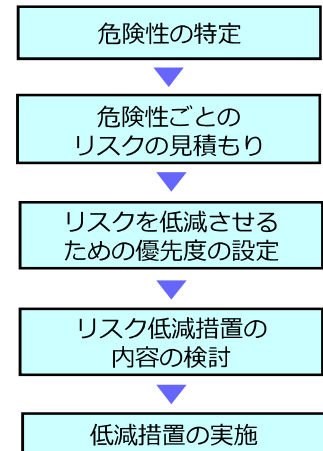
リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ+可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

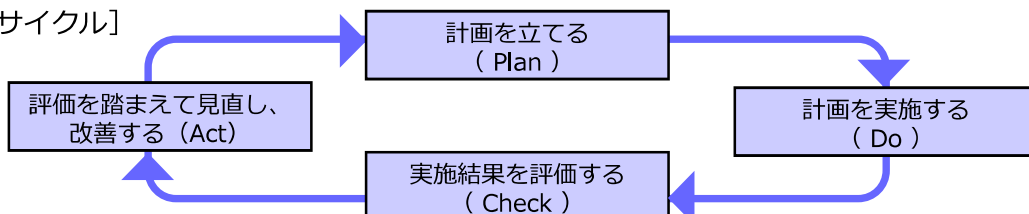


■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

[PDCAサイクル]



作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行きの寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第1号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で

職場における腰痛予防対策指針

検索

STOP! 熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター チューイ カン吉

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

WBGT値の把握の準備

JIS規格「JIS B 7922」に適合した**WBGT指数計**を準備しましょう。



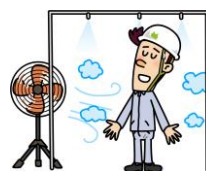
作業計画の策定など

WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう**余裕を持った作業計画**をたてましょう。



設備対策・休憩場所の確保の検討

簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、**WBGT値を下げる方法**を検討しましょう。また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



服装などの検討

通気性の良い作業着を準備しておきましょう。**身体を冷却する機能をもつ服**の着用も検討しましょう。



教育研修の実施

熱中症の防止対策について、**教育**を行いましょ。

迷わず救急車を呼びましょう!

労働衛生管理体制の確立

衛生管理者などを中心に、事業場としての**管理体制**を整え、必要なら**熱中症予防管理者の選任**も行いましょう。



発症時・緊急時の措置の確認と周知

体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。



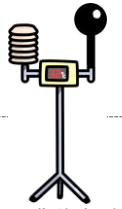
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

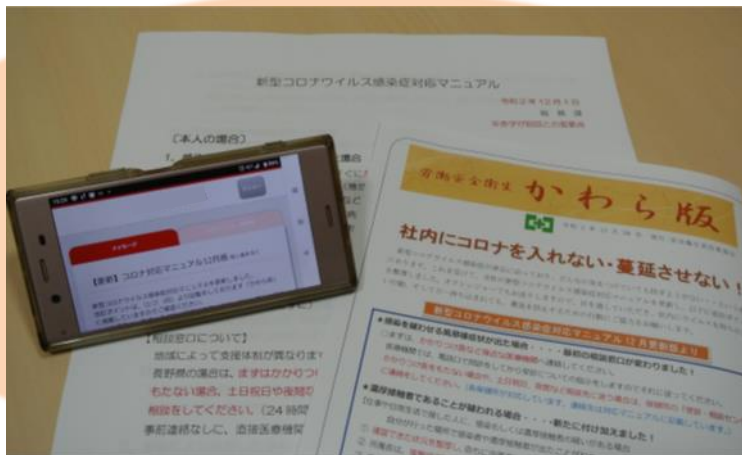
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
 - ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止 5))	
• 手洗い うがい 確実に！	• Rửa tay súc miệng chắc chắn!
• 十分とろう 睡眠は！	• Có đủ giấc ngủ!
• 毎朝検温 忘れずに！	• Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
• 人混み避けよう！マスクせよ！	• Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
• 必ず換気 休憩所！	• Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

関係指針等

- **健康診断実施後の措置**
 - 「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(H8.10.1 指針公示第1号、最新改正・H29.4.14 指針公示第9号)
- **長時間労働者に対する医師による面接指導**
 - 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」(H18.3.17 基発第0317008号、最新改正・R2.4.1 基発0401第11号、雇均発0401第4号)
- **ストレスチェック等**
 - 「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(H27.4.15 指針公示第1号、最新改正 H30.8.22 指針公示第3号)
- **健康教育等 (THP)**
 - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP 指針) (S63.9.1 指針公示第1号、最新改正 R3.12.28 指針公示第9号)
- **メンタルヘルス対策**
 - 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針) (H18.3.31 指針公示第3号、最新改正 H27.11.30 指針公示第6号)
 - 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(H16.10 厚生労働省発表、最新改正 H24.7)
- **多様な柔軟な働き方の推進等**
 - 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(H28.2.23 厚生労働省発表、最新改正 R3.3)
 - 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月25日 基発0325第2号、雇均発0325第3号)
 - 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(H30.1、最新改正 R2.9.1 基発0901第4号)
 - 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン) (R2.3.16 基発0316第1号)
- **健康情報の取扱い、個人情報保護等**
 - 「厚生労働省の所管する法令に基づく民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成17年厚生労働省令第44号)
 - 「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」(H29.5.29 固情第749号、基発0529第3号、最新改正 H31.3.29 基発0329第4号)
 - 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」(H30.9.7 指針公示第1号)
 - 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(H17.3.31 医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号)

前頁フロー図中に用いた略語一覧

- 法…労働安全衛生法
 規…労働安全衛生規則
 労基法…労働基準法
 労基則…労働基準法施行規則
 労災法…労働者災害補償保険法
 労災則…労働者災害補償保険法施行規則
- 備考…H8.10.1 指針公示第1号ほか「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」
 通知…H18.3.17 基発第0317008号ほか「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」
 省令…H18.2.24 基発0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」の附の17の第2
 産発…H30.9.7 基発0907第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法の施行等について」
 高発…H31.3.25 基発0325第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法及び労働安全衛生法の施行について」
 面接指導告示…R4 厚生労働省告示第6号「労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件」
 ス規…H27.4.15 指針公示第1号ほか「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき講ずべき措置に関する指針」
 ス備…H27.5.1 基発0501第3号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について」

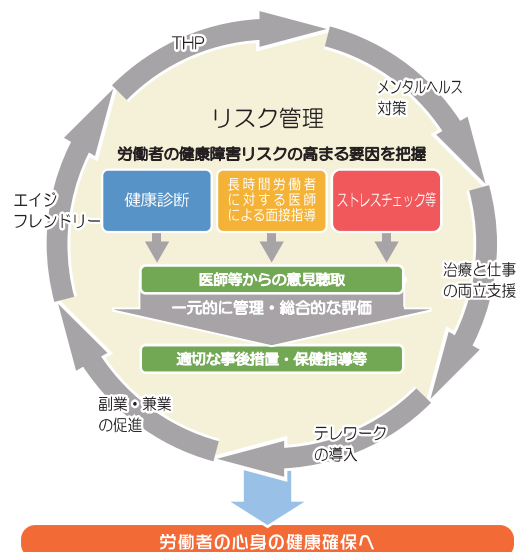
このリーフレットに関するお問い合わせは、愛知労働局健康課または最寄りの労働基準監督署へお願いします。(2022.4)

労働者の健康確保と健康保持増進のために

～労働者の心身の健康確保のための総合的対策～

1. リスクを踏まえた健康確保措置

- 労働安全衛生法令に基づき、事業者は労働者に対し、
 - **健康診断**
 - **長時間労働者に対する医師による面接指導**
 - **ストレスチェック等**
 を行うことが必要です。また事業者は、それぞれの結果について医師等から意見を聴取し、必要な場合には就業上の措置等を講じて、労働者の健康確保を図らねばなりません。
- 健康診断、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェック等の結果は、別々に取り扱い、切り離して管理するのではなく、受診・受検する労働者ごとに**一元的に管理**すべきです。そうすることで初めて、**総合的な評価**が可能となり、適切な事後措置、保健指導等に繋げることができます。
- 一元的管理の視点を持つことで、健康診断、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェック等を、**労働者の健康障害リスクの高まる要因を把握**する機会として活用することができます。リスクを踏まえた健康確保措置を実施しましょう。



健康診断結果に基づく措置等の概要



2. 健康保持増進措置

- リスクを踏まえた健康確保措置とともに、事業者は、労働安全衛生法第69条に基づき、継続的かつ計画的な健康保持増進措置の実施に努めることとされています。その適切な実施のために、
 - **事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP指針)**
 - **労働者の心の健康の保持増進のための指針 (メンタルヘルス指針)**
 等に基づく取組に努めることが必要です。
- さらに事業者は、
 - **事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**
 - **テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**
 - **副業・兼業の促進に関するガイドライン**
 - **高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)**
 等を踏まえ、多様な柔軟な働き方を認める等、継続的な人材確保、生産性の向上等を実現する労働者全体の健康水準の向上を目指すべきです。
- これらはいずれも相互連携して取り組むべきです。愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「労働者の健康確保のための総合的対策」の推進・定着

リスクを踏まえた健康確保措置

健康保持増進措置

衛生委員会・労働時間等設定改善委員会等での調査審議 (法18、則22等、指2(4))

健康診断

長時間労働者に対する医師による面接指導

ストレスチェック等

健康診断の実施 (法66、則43~50)

雇入時、定期、特定業務、海外派遣、給食従業員、歯科、臨時

異常なし 要医療等 要再検査、精密検査

自発的健康診断の実施 (法66の2、指502-2~4)

本人への健康診断結果の通知 (法66の6、則51(4))

労働時間の状況の把握/健康管理時間の把握 (法66の8の3、指5207の3/労基法41の2の3、指5208の2)

タイムカードの記録、パソコンの使用時間の記録等、客観的な方法等で労働時間の状況については記録を作成し3年間保存

労働時間の算定/健康管理時間の算定/面接指導対象医師の判断/産業医への情報提供 (指5202、指5207の2/指5207の4/指19/指140.2)

毎月1回以上一定の期日毎に算定/判断する
 ・時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者に、超過時間の情報を通知する
 ・時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者の氏名・超過時間の情報を産業医に提供する

ストレスチェックの実施 (法66の10)

本人への結果通知 (法66の10、指5201(2))

高ストレス者 その他

本人への結果通知 (法66の10、指5201(2))

高ストレス者 その他

本人への結果通知 (法66の10、指5201(2))

高ストレス者 その他

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

本人への健康診断結果の通知 (法66の6、則51(4))

二次健康診断の受診勧奨 (指22(2))

再検査・精密検査の受診勧奨 (指26(7))

二次健康診断の実施 (指26(2)のイ)

再検査・精密検査の実施 (指26(2)のロ)

労働者からの結果の提出 (指22(2)、指25(イ)、法66(2))

提出日から2ヵ月以内 (指18(1))

提出日から3ヵ月以内 (指18(1))

提出日から3ヵ月以内 (指18(1))

提出日から3ヵ月以内 (指18(1))

労働者 (指5208、指5209)

就業日、概ね1ヵ月以内 (指12(2))

面接指導の実施 (指5208、4)

研究開発業務従事者 (指5208、指5209)

就業日、概ね1ヵ月以内 (指12(2))

面接指導の実施 (指5208、4)

高度プロフェッショナル職任用者 (指5208、指5209)

就業日、概ね1ヵ月以内 (指12(2))

面接指導の実施 (指5208、4)

特定医師 (指5208、指5209)

就業日、概ね1ヵ月以内 (指12(2))

面接指導の実施 (指5208、4)

本人への結果通知 (法66の10、指5201(2))

高ストレス者 その他

本人への結果通知 (法66の10、指5201(2))

高ストレス者 その他

本人への結果通知 (法66の10、指5201(2))

高ストレス者 その他

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

医師等からの意見聴取 (指22(2)、指25(イ)、法66(2))

就業区分・内容についての意見

就業制限 要休業

就業区分・内容についての意見

通常勤務 就業制限 要休業

作業環境管理・作業管理についての意見

作業環境測定の実施 施設・設備の設置・整備

作業環境管理・作業管理についての意見

作業環境測定の実施 施設・設備の設置・整備

作業方法の改善 その他適切な措置

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

事後措置の決定等 (指2(4)、指5(2)のロ、指8(5))

措置の決定に当たっては本人の意見を聴き了解を得る (産業医同席の下に意見を聞くことが適当)

事後措置の決定等 (指2(4)、指5(2)のロ、指8(5))

措置の決定に当たっては本人の意見を聴き了解を得る (産業医同席の下に意見を聞くことが適当)

事後措置の決定等 (指2(4)、指5(2)のロ、指8(5))

措置の決定に当たっては本人の意見を聴き了解を得る (産業医同席の下に意見を聞くことが適当)

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

事後措置の実施 (指2(4)、指5(2)のロ、指8(5))

就業場所の変更 労働時間の短縮 作業の転換 深夜業の回数の減少 など*4

事後措置の実施 (指2(4)、指5(2)のロ、指8(5))

就業場所の変更 労働時間の短縮 作業の転換 深夜業の回数の減少 など*4

事後措置の実施 (指2(4)、指5(2)のロ、指8(5))

就業場所の変更 労働時間の短縮 作業の転換 深夜業の回数の減少 など*4

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

保健指導等 (法66の7(イ)、指2(5)のロ)

健康診断の結果、特に必要な労働者に医師・保健師による保健指導を行う (日常生活面での指導、健康管理に関する情報提供、再検査・精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等)

保健指導等 (法66の7(イ)、指2(5)のロ)

健康診断の結果、特に必要な労働者に医師・保健師による保健指導を行う (日常生活面での指導、健康管理に関する情報提供、再検査・精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等)

保健指導等 (法66の7(イ)、指2(5)のロ)

健康診断の結果、特に必要な労働者に医師・保健師による保健指導を行う (日常生活面での指導、健康管理に関する情報提供、再検査・精密検査の受診勧奨、医療機関で治療を受けることの勧奨等)

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

結果の記録・保存 (指2(5)ホ、ス指7(イ)、ス指8(ロ))

電磁的記録による保存について

個人情報保護等について

健康診断結果/5年保存 (法66の3、則51、指2(5)イ)

長時間労働面接指導結果/5年保存 (法66の8の3、指5207の2、指5207の4、指19の3)

ストレスチェック結果/5年保存 (法66の10、指5201(2))

ストレスチェック面接指導結果/5年保存 (法66の10、指5201(2))

ストレスチェック集団分析結果 (指9(1))

結果の記録・保存 (指2(5)ホ、ス指7(イ)、ス指8(ロ))

電磁的記録による保存について

個人情報保護等について

健康教育等 (法66)

メンタルヘルス対策

多様な柔軟な働き方の推進等

労働者の心身の健康確保へ

色分けの基本的意味合いは下記のとおりです。正確には関係条文、通達等を参照してください。
 *1 研究開発業務従事者 (労働基準法第36条第11項に規定する業務に従事する者) *2 高度プロフェッショナル職任用者 (労働基準法第41条の2第1項の規定により労働する労働者) *3 特定医師 (労働基準法施行規則第69条の2に規定する医師)